

はじめに

令和6年度税制改正大綱の基本的考え方には、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先課題とすると述べられています。

その一つの実現方法として、目に見える形で可処分所得を伸ばすため、所得税と個人住民税の定額減税を実施することとされています。

過去にも定額減税や定率減税が実施されたことがあります、そのときどきで減税の方法が異なります。今回の定額減税は、できる限り速やかに実施するため、令和6年6月以後の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収並びに個人住民税の特別徴収で対応することとされています。

本冊子では、定額減税の仕組みや今回の措置の概要から、所得区分によって異なる減税の方法まで、わかりやすく解説するよう心掛けました。

令和6年定額減税の実務に、本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目 次

Q1 定額減税とは？ いくら減税されるの？	2
Q2 減税額の計算対象となる人は？	5
Q3 いつ、どのように減税されるの？（給与所得者：所得税）	8
Q4 いつ、どのように減税されるの？（給与所得者：個人住民税）	13
Q5 いつ、どのように減税されるの？（公的年金等受給者）	16
Q6 いつ、どのように減税されるの？（事業所得者・不動産所得者等）	19

(注) 本冊子の内容は、「令和6年度税制改正大綱」(与党、令和5年12月14日)、「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」(財務省・国税庁、令和6年1月19日)及び「個人住民税の定額減税(案)に係るQ&A集」(総務省、令和6年1月29日)等、2月5日現在の情報によります。税制改正の内容は確定したものではありませんので、今後の税制改正動向にご注意ください。

定額減税に関する最新情報はこちら ↓

定額減税特設サイト（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



Q1

定額減税とは？ いくら減税されるの？

Q

令和6年度税制改正において、定額減税が実施されるということですが、定額減税とは、どのような減税方法ですか。また、今回の定額減税では、いくら減税されるのですか。

A

定額減税とは、納税者本人の税額から一律に一定額を差し引く減税方法です。令和6年度税制改正で措置された減税額は、《表1》の金額の合計額です。なお、今回の定額減税は、**令和6年分の所得税（個人住民税は令和6年度分）に限って実施されます。**

減税を受けられるのは、**令和6年分（個人住民税は令和5年分）の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合、給与収入2,000万円以下）**の納税者本人に限られます。

〈減税額〉《表1》

	所得税	個人住民税（所得割）
納税者本人（居住者に限ります。）	3万円	1万円
同一生計配偶者（居住者に限ります。）	3万円	1万円
扶養親族（居住者に限ります。）	1人につき3万円	1人につき1万円

POINT! ポイント

- ① 減税額は、(所得税3万円+個人住民税1万円) × (納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)
- ② 合計所得金額1,805万円以下の納税者本人が減税を受けられる

解説

1 定額減税と定率減税

減税の方法には、「定額減税」と「定率減税」の2つの方法があります。このうち「定額減税」は、納税者の税額から一律に**一定額を差し引く**減税方法です。一方の「定率減税」は、納税者の税額に**一定率を掛けた金額を差し引く**減税方法です。

「定率減税」は、納税額が多いほど減税額も大きくなる仕組みであることから、高額納税者に有利な減税方法ですが、「定額減税」は減税額が一律なので、納税額に関わりなく一律の減税効果が得られる方法です。

平成以降でみると、平成10年に定額減税（所得税：本人38,000円、控除対象配偶者・扶養親族19,000円/人、個人住民税：本人17,000円、控除対象配偶者・扶養親族8,500円/人）が実施され、平成11年にはアジア通貨危機や大手金融機関の破綻を背景とした景気対策のための「定率減税」が恒久的措置として導入されました。このときは、所得税については税額の20%（25万円を限度）、個人住民税は税額の15%（4万円を限度）が控除されていました。その後、平成18年に控除率が縮小され、所得税が10%（12.5万円を限度）、個人住民税は7.5%（2万円を限度）の率となり、平成19年以降廃止されています。

2 令和6年度税制改正による定額減税額

令和6年度税制改正による定額減税額は、《表1》の金額の合計額です。ただし、**その合計額が納税者本人の所得税額又は個人住民税の所得割の額を超える場合には、それらの額を限度とします。**

なお、今回の定額減税には所得制限があり、所得税は令和6年分、個人住民税は令和5年分の**合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合、給与収入2,000万円以下^(注)）**の納税者本人に限られます。

(注) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

例 所得税の減税額の計算

①、②ともに、同一生計配偶者あり、扶養親族2名

① Aさん：令和6年分の合計所得金額500万円、所得税額20万円

$$\text{減税額} = 12\text{万円} \cdots (3\text{万円} \times 4\text{名} = 12\text{万円} \leq 20\text{万円})$$

↑
減税額の計算対象……納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族2名

② Bさん：令和6年分の合計所得金額400万円、所得税額10万円

$$\text{減税額} = 10\text{万円} \cdots (3\text{万円} \times 4\text{名} = 12\text{万円} > 10\text{万円})$$

↑
減税額の計算対象……納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族2名



Q1

定額減税とは？
いくら減税されるの？

Q2

減税額の計算対象となる人は？



今回の定額減税は、扶養親族の人数等に比例した金額が減税されると聞きました。具体的に、どのような人が減税額の計算対象となるのでしょうか。



納税者本人の他、同一生計配偶者の有無と扶養親族の人数に応じて減税額が決まります。1人当たりの減税額は、Q1《表1》のとおりです。

POINT! ポイント

- ① 減税額の計算対象となるのは、納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族
- ② 1人当たりの減税額は、所得税3万円、個人住民税1万円



Q
2

減税額の計算対象となる人は？

〈参考〉世帯パターン別の減税額（例）

世帯パターン	減税額 (所得税+個人住民税、上限)
独身（合計所得金額400万円）	4万円
夫（合計所得金額500万円（扶養親族なし））	夫4万円
妻（合計所得金額500万円（扶養親族なし））	妻4万円
夫（合計所得金額700万円（扶養親族1名））	夫12万円
妻（同一生計配偶者）	

コラム

合計所得金額とは

所得税における合計所得金額とは、給与所得などの総所得金額に退職所得などの申告分離課税の所得金額の合計額を加算した金額です。合計の対象となるのは損益通算後の金額で、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得はその合計額の2分の1の金額を加算します。また、土地建物等の譲渡所得については、特別控除前の金額を合計します。

合計所得金額には、源泉分離課税とされる預金利息や次のような所得は含まれません。

◆ 所得税が非課税とされている所得

- （例）・遺族の受ける恩給及び年金
- ・生活の用に供する家具等の譲渡所得
- ・通勤手当、出張旅費
- ・生活保護のための給付
- ・宝くじの当せん金
- ・失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付）

◆ 確定申告不要とされている所得

- ① 確定申告をしないことを選択した次の配当所得等

- （例）・上場株式等の配当等（大口株主が受けれるものを除く）

- ・J-REITの投資口の配当等
- ・特定公社債の利子
- ・上記以外の配当等で1銘柄について1回の金額が年10万円以下の配当等

- ② 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得で、確定申告をしないことを選択したもの

なお、個人住民税における合計所得金額には、分離課税の退職所得は含まれません。

解説

1 同一生計配偶者とは

同一生計配偶者とは、納税者本人の配偶者でその納税者本人と生計を一にする人のうち、合計所得金額が48万円以下（給与所得のみの場合、給与収入103万円以下）の人（青色事業専従者等は除きます。）をいいます。

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）には「源泉控除対象配偶者」について記載する欄がありますが、源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者は定義が異なるので注意が必要です。

同一生計配偶者と源泉控除対象配偶者は、それぞれ次の配偶者をいいます。

同一生計配偶者

減税額計算の対象者

納税者本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人
納税者本人：所得要件なし

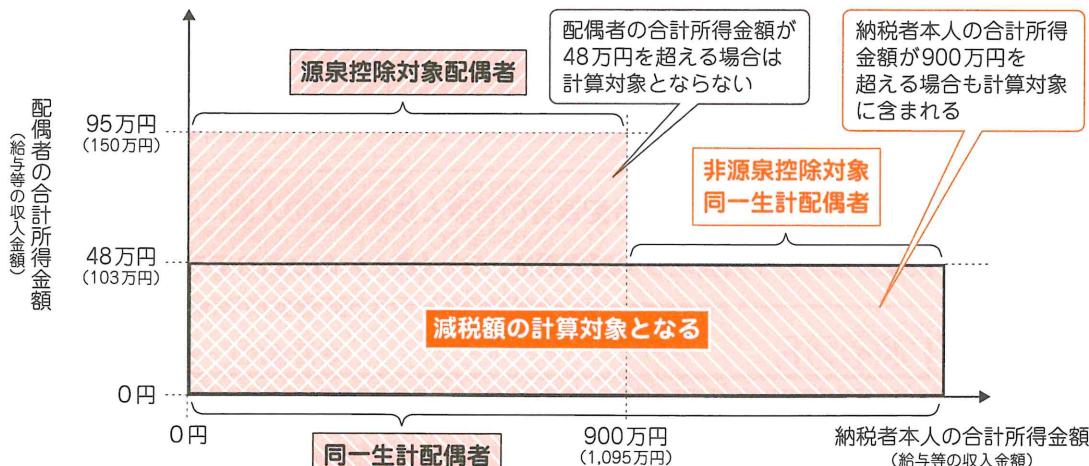
配偶者：合計所得金額48万円以下

源泉控除対象配偶者

合計所得金額900万円以下の納税者本人と生計を一にする配偶者で
合計所得金額が95万円以下の人
納税者本人：合計所得金額900万円以下
配偶者：合計所得金額95万円以下

（注）いずれも、青色事業専従者等に該当する配偶者は除きます。

〈減税額の計算対象となる配偶者の範囲〉



(注) 合計所得金額48万円超の配偶者は、配偶者自身が納税者本人となり減税を受けることとなります。

一般に同一生計配偶者というと、国外に居住している配偶者も含みますが、今回の定額減税では、減税額計算の基礎となる配偶者に国外に居住している人は含みません。

なお、同一生計配偶者に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日の現況（納税者本人が令和6年の中途中で死亡・国外転出した場合は、死亡・国外転出時の現況）によります。また、配偶者が死亡している場合は、配偶者の死亡時の現況によります。

2 扶養親族とは

扶養親族とは、**納税者本人と生計を一にする**次に掲げる人のうち、**合計所得金額が48万円以下**の人（青色事業専従者等は除きます。）をいいます。

- 納税者本人の配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）
- 里親に委託された児童
- 養護受託者に委託された老人

扶養控除等申告書には「控除対象扶養親族」について記載する欄がありますが、控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢が16歳以上の人（居住者の場合です。）をいいます。今回の定額減税の対象となる扶養親族には、**年齢の制限はありません**。

一般に扶養親族というと、国外に居住している親族も含みますが、今回の定額減税では、減税額計算の基礎となる扶養親族の人数に国外に居住している親族は含みません。

なお、扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日の現況（納税者本人が令和6年の中途中で死亡・国外転出した場合は、死亡・国外転出時の現況）によります。扶養親族が死亡している場合はその人の死亡時の現況によります。

例 所得税の減税額の計算

①②ともに、令和6年分の合計所得金額500万円、所得税額20万円、同一生計配偶者あり、扶養親族2名

① Cさん：扶養親族2名ともに国内に居住

減税額：12万円（3万円 × 4名）

↑
減税額の計算対象……納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族2名

② Dさん：扶養親族2名のうち1名は国外に居住

減税額：9万円（3万円 × 3名）

↑
減税額の計算対象……納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族1名



一口メモ

居住者と非居住者

居住者とは、国内に「住所」を有し、又は現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、**非居住者**とは、居住者以外の個人をいいます。

「住所」とは、生活の本拠をいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定されることから、その人の生活の中心となる場所が住所となります。一方、「居所」とは、生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所とされています。



Q3

いつ、どのように減税されるの？ (給与所得者：所得税)



給与所得者の場合、所得税は、いつ、どのように減税されるのですか。

A

給与所得者の減税は、令和6年6月以後の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収並びに個人住民税の特別徴収からスタートします。会社等の源泉徴収義務者は、令和6年6月1日に在職している従業員に対して、令和6年6月1日以後に支払う給与等の源泉徴収税額から減税額を順次控除します。

減税を受けられるのは、令和6年分の合計所得金額が1,805万円（給与所得のみの場合には給与収入2,000万円）以下の人々に限られます。源泉徴収税額から控除するときには、令和6年分の合計所得金額の見積額に関わらず実施します。

POINT! ポイント

- ① 令和6年6月以後に支払われる給与等の源泉徴収税額から順次控除
- ② 源泉徴収税額からの控除については、令和6年分の合計所得金額の見積額に関わらず実施

解説

給与所得者に対する減税の方法は、所得税と個人住民税で異なります。所得税からの減税方法は、次のとおりです。減税は源泉徴収義務者（=従業員に給料を支払う会社や個人事業主（以下、「会社等」といいます。））が行います。

1 所得税の減税方法（会社等の対応）

① 通常どおり源泉徴収税額を計算

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与の支払の方が早い場合には賞与）について、通常どおり源泉徴収税額を計算します。この税額を控除前源泉徴収税額といいます。

② 減税額の計算

$$\text{減税額（所得税）} = 3\text{万円} \times (\text{納税者本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数})$$

（注）その人の所得税額が限度となります。

③ 控除前源泉徴収税額から減税額を控除

令和6年6月の控除前源泉徴収税額（①の金額）から減税額（②の金額）を控除します。このとき、6月の控除前源泉徴収税額から減税額を控除しきれない場合には、7月以後の給与等に係る控除前源泉徴収税額から順次控除します。

（注1）今回の定額減税は復興特別所得税を除く所得税が対象となります。減税額は控除前源泉徴収税額（復興特別所得税を含みます。）から控除します。

（注2）源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付する場合、所得税徴収高計算書（納付書）の税額欄には定額減税の控除後の金額を記載します。なお、定額減税のため源泉徴収票や所得税徴収高計算書の様式の改訂は予定されていません。

（注3）令和6年分の源泉徴収税額から控除しきれない額があった場合でも、令和7年分の源泉徴収税額から控除はしません。

減税は合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円）以下の人々が受けられますが、源泉徴収税額からの控除については、合計所得金額の見積額に関わらず実施します。

なお、年末調整の際は、年末調整の対象となる人のうち、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、減税額を控除しないで年末調整を行います。

（注）年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかの判断には、基礎控除申告書に記載された合計所得金額を用います。

例 1

① 控除前源泉徴収税額

6月～11月：各月23,430円

② 減税額（配偶者はいるが同一生計配偶者に該当しない、扶養親族（国内居住）1名）

$$3\text{万円} \times 2\text{名} = 6\text{万円}$$

③ 減税後の源泉徴収税額

給与支払月	控除前源泉徴収税額	減税額	減税後の源泉徴収税額
6月	23,430円	△23,430円	0円
7月	23,430円	△23,430円	0円
8月	23,430円	△13,140円	10,290円
9月以降省略			



Q
3

いつ、どのように減税されるの？(給与所得者・所得税)

2 紙と等から減税をする際の注意点

① 主たる給与の支払者によるものに限られる

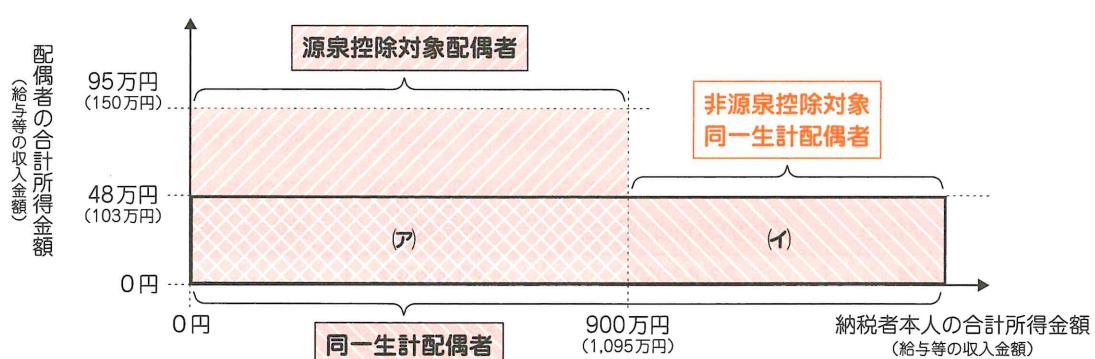
減税の対象となる給与等は、**主たる給与の支払者が支払う給与等に限られます**。よって、扶養控除等申告書の提出を受けている会社等（給与計算のときに、甲欄を使って源泉徴収税額を算出する会社等）が行うことになります。なお、従業員が自ら減額を受けるか受けないかを選択することはできません。

(注1) 2か所から給与の支払を受けている人で、主たる給与の支払者が支払う給与等から控除しきれなかった金額がある場合は、確定申告の際に、精算することになります。

(注2) 日雇賃金（丙欄適用給与）の支払を受けている人は、給与の支払者から定額減税を受けることはできません。確定申告で、適用を受けることができます。

② 源泉控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者

扶養控除等申告書に記載されている源泉控除対象配偶者のうち、居住者で合計所得金額が48万円以下の人（図の（ア））は、減税の対象となる同一生計配偶者に該当します。同じく減税の対象となる、源泉控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（非源泉控除対象同一生計配偶者といいます。（図の（イ））は、扶養控除等申告書に氏名等が記載されていないため、会社等は該当者の有無が確認できません。



そこで、非源泉控除対象同一生計配偶者に係る減税額については、「**年末調整に係る定額減税のための申告書**」^(注)を会社等に提出することにより、原則として年末調整で控除します。ただし、令和6年6月1日以後、最初の給与等支払日の前日までに「**源泉徴収に係る定額減税のための申告書**」^(注)が会社等に提出された場合には、他の減税額にプラスして6月の源泉徴収税額から控除することができます。

(注) いずれも新たな様式が公表される予定です。

③ 15歳以下の扶養親族

15歳以下の扶養親族については、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」の記載に基づいて減税額を計算します。

また、「住民税に関する事項」に記載がなくても、令和6年6月1日以後、最初の給与等支払日の前日までに「**源泉徴収に係る定額減税のための申告書**」が会社等に提出された場合には、他の減税額にプラスして6月の控除前源泉徴収税額から控除することができます。

(注) 夫婦の双方で控除するなど、同一の扶養親族について重複して定額減税を受けることはできません。

④ 扶養親族の人数等に異動があった場合

年末までに、同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数に異動があった人や、同一生計配偶者や扶養親族が国外に居住することとなった人は、減税額が当初計算した額と変わります。このような場合には、**年末調整又は確定申告で対応します**。当初計算した減税額を年の途中で変更する必要はありません。

例 2

9ページの**例 1**のケースで、子どもが8月に誕生し扶養親族が1名増加した場合
⇒減税額は、9万円（3万円×3名）に増加するが、当初計算された減税額である6万円を基礎として控除前源泉徴収税額からの控除を行う。

給与支払月	控除前源泉徴収税額	減税額	減税後の源泉徴収税額
6月	23,430円	△23,430円	0円
7月	23,430円	△23,430円	0円
8月	23,430円	△13,140円	10,290円
9月以降省略			

⑤ 令和6年6月2日以後に雇用された人

令和6年6月2日以後に雇用され扶養控除等申告書を提出した人については、控除未済額があったとしても年末調整で控除します。給与や賞与を支払う時には控除しません。

⑥ 令和6年5月31日以前に退職・国外転出・死亡している人

令和6年5月31日以前に退職、国外転出又は死亡している人については、会社等がさかのぼって減税の対応をする必要はありません。

令和6年5月31日以前に国外転出又は死亡している人が、それまでの期間において居住者として令和6年分の給与収入を得ている場合には、準確定申告や更正の請求等で減税額を控除することとなります。

Q4

いつ、どのように減税されるの？ (給与所得者：個人住民税)

Q

給与所得者の場合、個人住民税は、いつ、どのように減税されるのですか。

A

給与所得者の減税は、令和6年6月以後の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収並びに個人住民税の特別徴収からスタートします。

会社等の特別徴収義務者は、令和6年6月分は個人住民税の特別徴収を行わず、令和6年7月から令和7年5月まで減税後の個人住民税の11分の1の額を毎月徴収します。

POINT! ポイント

- ① 令和6年6月分は個人住民税の特別徴収を行わない
- ② 令和6年7月から令和7年5月まで減税後の個人住民税の11分の1を毎月徴収

Q
4

いつ、どのように減税されるの？(給与所得者・個人住民税)

⑦ 給与明細、源泉徴収票への記載

減税額は、納税者に通知する必要があります。毎月の給与明細に減税実施額を記載します。

(給与明細の記載例) 「定額減税額（所得税）×××円」又は「定額減税×××円」等

(注) 例えば、令和6年6月分の給与明細であれば、令和6年6月分の給与に係る控除前源泉徴収税額から控除した定額減税の額を記載します。年末調整を行った給与等にかかる給与明細においては、源泉徴収票において減税額を把握することが可能であるため、定額減税の控除済額の記載は不要です。

源泉徴収票の摘要欄には、①「所得税の定額減税控除済額」、「控除しきれなかった額」、②「合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）を減税の対象としている場合にはその旨」を記載します。

(源泉徴収票の記載例) ① 源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円
② 非控除対象配偶者減税有

(注) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等により年末調整を行い交付する源泉徴収票においても同様です。また、非控除対象配偶者を有する人で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当し、源泉徴収票の摘要欄に同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載している場合で、その配偶者が減税の対象に含められている場合には、上記記載例の②については「減税有」と追記します。

一口メモ

住宅ローン控除の適用がある場合

年末調整において住宅ローン控除の適用がある場合には、住宅ローン控除適用後の所得税額から定額減税の額を控除します。減税額は、住宅ローン控除後の所得税額が限度となります。また、定額減税の額を控除した金額をもとに復興特別所得税を含めた年税額を計算します。

退職所得からの定額減税

今回の定額減税では、退職所得の源泉徴収税額から減税額を控除することはできません。確定申告をする場合には、退職所得も所得税の定額減税の対象所得となります。

(注) 個人住民税において、退職所得に課税されるのは前年ではなく当年であり、前年の所得に対して当年に課税される他の所得とは課税のタイミングが異なります。そのため、退職所得は、今回の個人住民税の定額減税の対象とはなりません。

「同一生計配偶者と扶養親族の数」と「扶養親族等の数」

今回の定額減税の計算対象となる「同一生計配偶者と扶養親族の数」は、毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のために源泉徴収税額表で使用する「扶養親族等の数」とは異なる場合があります。

解説

給与所得者に対する減税の方法は、所得税と個人住民税で異なります。個人住民税からの減税方法は、次のとおりです。減税は特別徴収義務者（=従業員に給料を支払う会社や個人事業主（以下、「会社等」といいます。））が行います。

1 個人住民税からの減税方法（会社等の対応）

① 令和6年6月分は徴収しない

給与所得者の個人住民税所得割は、通常、前年の所得等に基づいて計算された年額を、6月～翌年の5月までの間に会社等が給与から徴収（特別徴収といいます。）します。

今回の定額減税では、令和6年度分の特別徴収の初回である令和6年6月分は徴収しないこととされました。

② 減税額

個人住民税の減税額は、次の算式で計算します。個人住民税は、均等割と所得割から構成されますが、定額減税は所得割から控除されます。

減税額（個人住民税）= 1万円 × （納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数）

(注) その人の個人住民税所得割額が限度となります。控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除きます。）については令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円が控除されます。

③ 地方公共団体より通知される特別徴収税額を7月から徴収

地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の特別徴収税額通知及び納税通知書に、個人住民税の減税実施額と減税未済額を記載することとされていますので、会社等はそこに記載された税額（減税前の特別徴収税額から減税額（②の金額）を差し引いた税額の11分の1）を、令和6年7月から令和7年5月までに支払う給与から毎月徴収します。

〈減税方法のイメージ〉

徴収月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
通常	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12	1/12
今回	×	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11	1/11

(注1) 令和6年6月分については、個人住民税均等割・森林環境税も含め特別徴収を実施しない。

(注2) 「定額減税「後」の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均して徴収する。

(注3) 百円未満の端数については7月にまとめて徴収する。

2 給与から減税をする際の注意点

① 令和6年6月も特別徴収が必要な人

今回の定額減税の対象とならない次のような人については、令和6年6月分の特別徴収を通常どおり行う必要があります。

- 特別徴収の税額が、定額減税の対象とならない均等割のみの人
- 令和5年分の合計所得金額が1,805万円を超える人

② 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に対する減税

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除きます。）の情報は、令和6年度分の年末調整や所得税の確定申告により初めて把握できるものです。よって、そのような配偶者については、令和6年に減税額の計算対象とすることが難しいため、令和7年度分の所得割の額から1万円控除することとされました。

控除対象配偶者とは次の者をいいます。同一生計配偶者については【Q2】を参照してください。

控除対象配偶者	合計所得金額1,000万円以下の納税者本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の人 納税者本人：合計所得金額1,000万円以下 配偶者：合計所得金額48万円以下
---------	---

(注) 青色事業専従者等に該当する配偶者は除きます。

③ 給与支払報告書への記載

会社等は、地方公共団体に提出する令和6年分の給与支払報告書の摘要欄に、所得税に係る減税実施額及び減税未済額を記載します。

コラム

ふるさと納税と定額減税（個人住民税）



通常、その年にふるさと納税をした人は、翌年度分の個人住民税から一定の金額が税額控除されます（下記〈参考〉参照）。

個人住民税の特例控除額（下表内②-2）は、所得割の20%相当額が限度となります。今回の定額減税によって、令和5年中にふるさと納税をした人に不利益が生じないよう、令和6年度分の特例控除額は定額減税「前」の所得割に基づいて計算することとされています。

〈参考〉 ふるさと納税による税の軽減額

税目	制度	税の軽減額
①所得税	寄附金控除	(寄附金(注1)-2,000円) × 所得税の税率(注2) (注1) 総所得金額等の40%相当額が限度 (注2) 復興特別所得税を加算した税率
②個人住民税 (翌年度)	寄附金税額控除	②-1 基本控除額 (寄附金(注)-2,000円) × 10% 標準税率：都道府県民税4% + 市町村民税6% (注) 総所得金額等の30%相当額が限度 ②-2 特例控除額(注) (寄附金-2,000円) × (90%-所得税の税率) (注) 特例控除額は、所得割の20%相当額が限度

Q5 いつ、どのように減税されるの？ (公的年金等受給者)



公的年金等受給者の場合、いつ、どのように減税されるのですか。



公的年金等受給者の減税は、所得税と個人住民税でタイミングが異なります。所得税は、令和6年6月1日以後に支払われる公的年金等の源泉徴収税額から減税額が順次控除されます。個人住民税は、令和6年10月1日以後に支払われる公的年金等の特別徴収税額から減税額が順次控除されます。

POINT! ポイント

- ① 所得税：令和6年6月1日以後最初に支給される公的年金等の源泉徴収税額から順次控除
- ② 個人住民税：令和6年10月1日以後最初に支給される公的年金等の特別徴収税額から順次控除

解説

1 公的年金等とは

公的年金等の主なものは、次のとおりです。

- ① 国民年金、厚生年金、共済年金
- ② 過去の勤務により会社等から支払われる年金
- ③ 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金
- ④ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で、①に類する年金

個人的に加入する生命保険契約に基づく年金や互助年金等は、公的年金等に該当しません。

2 所得税の減税方法

令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等^(注1)に係る源泉徴収税額（所得税及

び復興特別所得税、定額減税前）から減税額が控除されます。控除しきれない額がある場合には、その後に支払われる公的年金等の源泉徴収税額から順次控除されます。

(注1) 確定給付企業年金法の規定に基づく年金等は除きます（③も同様です。）。

(注2) 公的年金収入と給与収入がある人は、公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けると同時に、主たる給与の支払者のもとでも定額減税の適用を受けることになります。この場合、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

3 個人住民税の減税方法

令和6年10月1日以後最初に支払われる公的年金等に係る個人住民税の特別徴収税額（定額減税前）から減税額が控除されます。控除しきれない額がある場合には、その後に支払われる公的年金等に係る個人住民税の特別徴収税額から順次控除されます。

4 扶養親族等の人数に異動があった場合

公的年金等の受給者は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下、「扶養親族等申告書」といいます。）を年金の支払者に提出することとされており、その申告書の記載に基づいて所得税の源泉徴収が行われます。今回の定額減税では、令和5年中に提出された令和6年分の扶養親族等申告書の内容に基づいて減税額が計算されています。申告書に当初記載した扶養親族等の人数に異動があった場合、減税額は確定申告により調整することとなります。源泉徴収の際に調整は行われません。

5 源泉徴収票への記載

公的年金等の源泉徴収票の摘要欄には、控除した税額等が記載されます。また、地方公共団体から送付される個人住民税の税額決定通知書にも、控除した税額等が記載されます。

一口メモ

企業年金からの定額減税

今回の定額減税において、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金（いわゆる企業年金（確定給付企業年金（DB）や企業型確定拠出年金（企業型DC）により支給される年金等））の源泉徴収税額から減税額は控除されません。確定申告をする場合には、所得税の定額減税の対象所得となります。

一口メモ

公的年金等に係る雑所得の計算

公的年金等は、雑所得に区分され、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。

$$\text{公的年金等に係る雑所得} = \text{年金の収入金額} - \text{公的年金等控除額} \text{ (注)}$$

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合、公的年金等控除額は65歳未満の人は最低60万円、65歳以上の人には最低110万円です。

コラム

公的年金等からの源泉徴収

公的年金等の支払を受けるときは、一定の控除額を差し引いた額に5.105%を乗じた金額が源泉徴収されます。源泉徴収される税額は、扶養親族等申告書の提出の有無により計算方法が変わります。

① 扶養親族等申告書を提出した場合

源泉徴収税額（1円未満切捨て）＝

$$(\text{年金支給額} - \text{年金から徴収される社会保険料} - \text{各種控除額}) \times 5.105\%$$

(注1) 退職共済年金の場合には、65歳になるとさらに一定の額が控除されます。

(注2) 各種控除額は次のとおりです。

対象	控除の種類	1か月当たりの控除額
(ア) 全員	公的年金等控除、基礎控除相当	1か月分の年金 × 25% + 65,000円 (最低額：65歳未満9万円、65歳以上13.5万円)
(イ) 控除対象配偶者がいる場合	配偶者控除相当	32,500円 (老人控除対象配偶者の場合40,000円)
(ウ) 控除対象扶養親族がいる場合	扶養控除相当	32,500円（特定扶養親族の場合52,500円、老人扶養親族の場合40,000円）×人数
(エ) 本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合	障害者控除相当	22,500円（特別障害者の場合35,000円、同居特別障害者の場合62,500円）×人数
(オ) 本人が寡婦、ひとり親の場合	寡婦控除、ひとり親控除相当	寡婦の場合22,500円、ひとり親の場合30,000円

② 扶養親族等申告書を提出しない場合

源泉徴収税額（1円未満切捨て）＝

$$(\text{年金支給額} - \text{年金から徴収される社会保険料} - \text{控除額} \text{ (注)}) \times 5.105\%$$

(注) ①の(注2)の表の(ア)の金額

Q6

いつ、どのように減税されるの？ (事業所得者・不動産所得者等)

Q

事業所得者等の場合、いつ、どのように減税されるのですか。

A

事業所得者等の減税は、原則として確定申告で実施されます。ただし、予定納税の対象者については、第1期分の予定納税の際に納税者本人分の減税額3万円が控除されます。なお、簡易な手続による「減額申請」により、同一生計配偶者及び扶養親族分の減税額を予定納税額から控除することも可能です。

POINT! ポイント

- ① 原則として確定申告で控除。予定納税対象者は、第1期分の予定納税で本人分を控除
- ② 減額申請により、同一生計配偶者及び扶養親族分も予定納税額から控除可能

解説

1 所得税の減税方法

事業所得者等の場合には、原則として確定申告で減税されますが、予定納税の対象者については、第1期分の予定納税の際に、納税者本人分の減税額3万円が控除されます。

予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分及び第2期分の予定納税の際に、同一生計配偶者や扶養親族に係る減税額を控除することもできます。なお、この措置に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分の予定納税の納期と予定納税額の減額の承認の申請期限は次のようになります。

	通常	令和6年
第1期分の予定納税の納期	7月1日～7月31日	7月1日～9月30日
第1期分の減額の承認の申請期限	7月15日	7月31日

第1期分（7月～9月）の予定納税で控除しきれない減税額は、第2期分の予定納税（11月）の際に控除され、さらに控除しきれない場合には確定申告において控除します。

Q
6

いつ、どのように減税されるの？(事業所得者・不動産所得者等)

2 | 個人住民税の減税方法

事業所得者は、個人住民税を普通徴収の方法で納税します。普通徴収の場合、個人住民税に係る減税額は、**令和6年度分の第1期分（6月分）の納付額から控除されます。**第1期分から控除しきれない額は、第2期分（8月分）以降の納付額から順次控除されます。

コラム

所得税の予定納税

① 予定納税とは

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額等を基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、予定納税基準額の3分の1の金額を、7月（令和6年は7月～9月）と11月に2回納付する制度です。確定申告のときには、年税額から納付済の予定納税額を差し引いて納付税額を精算します。

② 予定納税額の通知

予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面又はe-Taxにより予定納税の対象者に通知されます。

③ 予定納税額の減額申請

その年の6月30日の現況で、所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日（令和6年は7月31日）までに所轄の税務署長に「**予定納税額の減額申請書**」を提出し、承認されれば予定納税額が減額されます。

第2期分の予定納税額のみを減額申請する場合には、10月31日の現況で税額を見積もり、11月15日までに減額申請書を提出します。

一口メモ

個人住民税の特別徴収と普通徴収

個人住民税の納付方法には、**特別徴収**と**普通徴収**があります。

特別徴収とは、給与所得者や公的年金等の受給者について、給料や年金から個人住民税を徴収する制度で、特別徴収義務者（会社等や公的年金等の支払者）が納税者から徴収した税額を納税者に代わり各市町村へ納付します。

普通徴収とは、個人事業主等（納税者本人）が、地方公共団体から通知される納税額を、年4回に分けて納める方法です。